



基本理念

患者さんと地域に信頼される、質の高い整形外科医療を行います。
患者さんの権利を尊重し、ともに歩む医療を行います。
やさしさと思いやりにあふれた医療サービスに努めます。



患者さんの権利

人格が尊重され、プライバシーが守られる権利
より適切な医療を平等に受けられる権利
病气と診療内容、医療費などについて十分に知る権利
診療内容や治療機関などを選択し、決定する権利

新任の医師のご紹介



国井 知典 (整形外科医師)

TOMONORI KUNII

平成19年、福島県立医科大学卒。仙台市立病院で初期研修、その後大学病院で半年研修を行いました。平成21年10月より当院に勤務しております。

整形外科の診療経験はまだまだ浅いですが、丁寧で安全な診療を心がけ、患者さんとともに歩む医療を目指したいと思います。至らないところがたくさんあると思いますがよろしくお願いいたします。



主な内容

院外処方開始 (平成21年10月から)

フィルムレス化

PITA 介護保険について (その2)

お知らせ



平成21年10月1日から外来患者さんのお薬が院外処方になりました

院外処方とは

厚生労働省が推進している制度で、全国的に多くの病院が取り入れています。

診察と検査等は医療機関が担当し、薬の調剤は薬局が担当するというやり方で、「医薬分業」と呼ばれています。

外来患者の皆さんは、当院が発行する院外処方せんを「調剤薬局」の看板が出ている薬局に提出すると、代金と引き換えに薬を受け取ることができます。

※処方せんの有効期限は、交付の日を含めて原則4日間です。

有効期限の切れた処方せんでは、お薬の交付はできませんので、十分注意してください。

※院外処方の導入で、患者さんのご負担が若干増えることとなりますので、ご了承ください。

院外処方のメリット

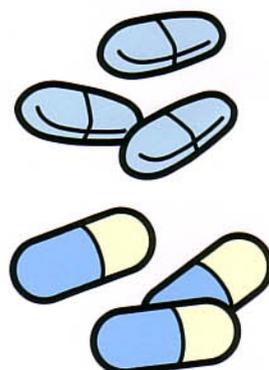
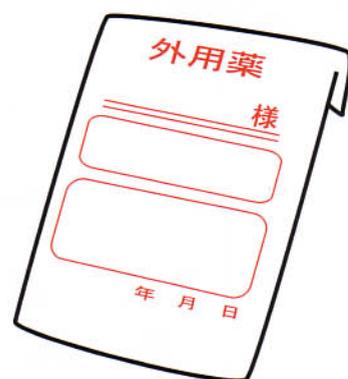
患者の皆さんは、調剤薬局を自宅や勤務先の近くで自由に選ぶことができ、処方から4日以内であれば都合の良いときに薬を受け取ることができます。

また、同じ薬局で薬を受け取ることにより、次のようなメリットがあります。できれば「かかりつけ薬局」を決めて利用されることをお勧めいたします。

○別々の医療機関が処方した薬の重複投与がチェックできるとともに、薬の相互作用による危険と副作用を防ぐことができます。

○かかりつけ薬局では、各自患者さんに使用した薬の経過を記録した「薬歴」を作成します。これにより、以前にアレルギーなどを起こした薬の再投与を未然に防ぐことができます。

○薬剤師から、十分ゆとりを持って、医薬品についての説明と指導を受けることができます。





X線写真などが、フィルムレス化されています

当院では平成19年7月から、X線写真、MRI、CTなどの画像をフィルムに現像するのではなく、コンピュータに記録する方式（フィルムレス化）に切り替えております。現像時に発生していた廃液の処理と撮影済みフィルムの保存が不要となり、環境にも優しいシステムになっております。



病院内では、必要な箇所にコンピュータのネットワークを組んでいますので、放射線部で撮影した画像を、外来診察室だけでなく、手術室やナースセンターなどでも確認できるようになっています。複数の医師が同時に画像を確認したり、患者さんへの説明の際に必要な箇所を拡大して見せることなどができるようになりました。

また、CD-Rやペーパーへのプリントなどで紹介先への画像提供も可能です。



食堂の営業を終了いたしました

諸事情により、食堂（オステリア・ビス）は平成21年9月15日をもって、営業を終了いたしました。

患者さんやお見舞にいらっしゃる方などには、大変ご不便をおかけして申し訳ございませんが、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。





介護保険について(その2)

① 申請

- まずは市区町村に申請をします。

本人または家族が、市区町村の介護保険担当窓口申請をします。

法令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設、または地域包括支援センターなどに代行してもらうこともできます。

必要な書類

1. 要介護・要支援認定申請書(市区町村の窓口にあります)
2. 介護保険証
3. 加入している医療保険の被保険者証(40歳から64歳までの方)
4. 主治医の氏名、医療機関名がわかるもの

② 調査

- 心身の状態を調査します。

調査員が自宅を訪問し、本人や家族から聞き取り調査を行います。



③ 審査

- どれくらいの介護が必要か審査・判定します。

調査の結果と特記事項、主治医の意見書をもとに、介護認定審査会が審査・判定します。

④ 認定

- 市区町村が認定し通知が届きます。要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが違います。

⑤ サービスの内容(要介護の状態は次のページに記載されています。)

- 要支援1・2の認定を受けた方は介護予防サービスを受けられます。要介護状態を予防し、現状維持または機能向上のための訓練的要素が強いサービスです。種類は介護サービスとほぼ同じですが、利用回数、限度額、サービスの制限があります。
- 介護サービス(要介護1～5)は家庭への訪問サービス、日帰りで通う通所サービス、施設への短期入所、施設の長期入所サービス等があります。利用者は希望するサービスや要介護度によってケアプランを作成してもらい、サービスが受けられます。

要介護の状態

要支援・要介護 状態区分	心身の状態の例	介護予防サービス、 在宅サービスの支給限度額 (1ヵ月)
要支援1	基本的な日常生活は、ほぼ自分で行うことができるが、要介護状態にならないように何らかの支援が必要。	49,700円
要支援2	立ち上がりの動作や基本的な日常生活などに一部介助が必要であり、要介護状態にならないように何らかの支援が必要。	104,000円

介護予防サービスを
利用することができます

地域包括支援センターで
ケアプランを作成します

要介護1	立ち上がりの動作や基本的な日常生活などに一部介助が必要であり、認知症などのため予防が難しい。	165,800円
要介護2	食事や排泄・入浴・洗顔・衣服の着脱などに一部または多くの介助が必要。立ち上がりや歩行に支えが必要。	194,800円
要介護3	・食事や排泄・入浴・洗顔・衣服の着脱などに多くの介助が必要。 ・立ち上がりなどが自分でできない。歩行が自分でできないことがある。	267,500円
要介護4	・食事や排泄・入浴・洗顔・衣服の着脱などに全面的な介助が必要。立ち上がりなど殆どできない。歩行が自分でできない。 ・認識力・理解力等に衰えが見え、問題行動がある。	306,000円
要介護5	・日常生活や身の回りの世話全般にわたって全面的な介護が必要。立ち上がりや歩行等が殆どできない。 ・認識力、理解力等に衰えが見え、問題行動がある。	358,300円

在宅サービスか
施設サービスを選べます

居宅介護支援事業者または
施設でケアプランを作成します

※支給限度額は、訪問系、通所系サービスを利用した場合の限度額です。限度額内の利用者負担は1割ですが、限度額を超えた分は全額利用者負担となります。

※原則として申請から30日以内に認定結果と介護保険証が届くこととなっていますが、患者さんの身体状況や、認定審査会の日程により、遅れる場合があります。



外来待合室に照明を追加

～ 患者さんのご意見が反映されました ～

今までに「外来の照明が暗い」、「待合室で本を読むのがつらい」などと患者さんから何通のご意見を頂戴しておりました。

このご意見を受け、種々検討した結果、直接照明の追加が必要として、平成21年9月に施工いたしました。

この照明は、蛍光灯が高効率なだけではなく、反射板に鏡を利用している製品を導入しましたので、より一層効果が高まりました。



外来に血圧計を設置しました

1階外来待合室に、血圧計を設置しました。

ご自身の血圧管理にどうぞご利用ください。

ただし、利用時間は外来診療時間内とさせていただきます。



クリスマス会で柴田三兄妹が三味線の演奏を披露しました

12月16日に回復期リハ病棟でクリスマス会が開催されました。

柴田三兄妹の雅人さんと佑梨さんによる津軽三味線の演奏の披露や、津久井名誉院長が扮するサンタクロースによるビンゴゲーム大会などが行われ、当選者にはクリスマスプレゼントが送られました。



三又知文医師が、平成21年7月1日付で内科部長に就任いたしました

那波康隆先生は、平成21年9月末で退職いたしました

看護師募集

現在、看護師を募集しております。

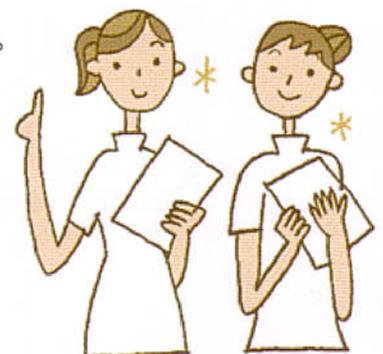
三交替勤務が可能な方で興味のある方は下記までご連絡ください。

【お問合せ先】

仙台整形外科病院 看護部長 高橋まで

TEL 022-288-8900

(月～金) 8:30～17:00





お車をご利用の方

仙台市中心部からお越しの方

- ① 六丁目交差点を過ぎてから2つ目の歩道橋を右折する
- ② 右折してから1つ目の信号の右側が当院

仙台東ICからお越しの方

- ① 料金所を出て最初の信号を左折する
- ② 左折してから3つ目の信号を左折する
- ③ 1つ目の信号の右側が当院



仙台市営バスをご利用の方

※ () 内の系統番号のバスをご利用ください

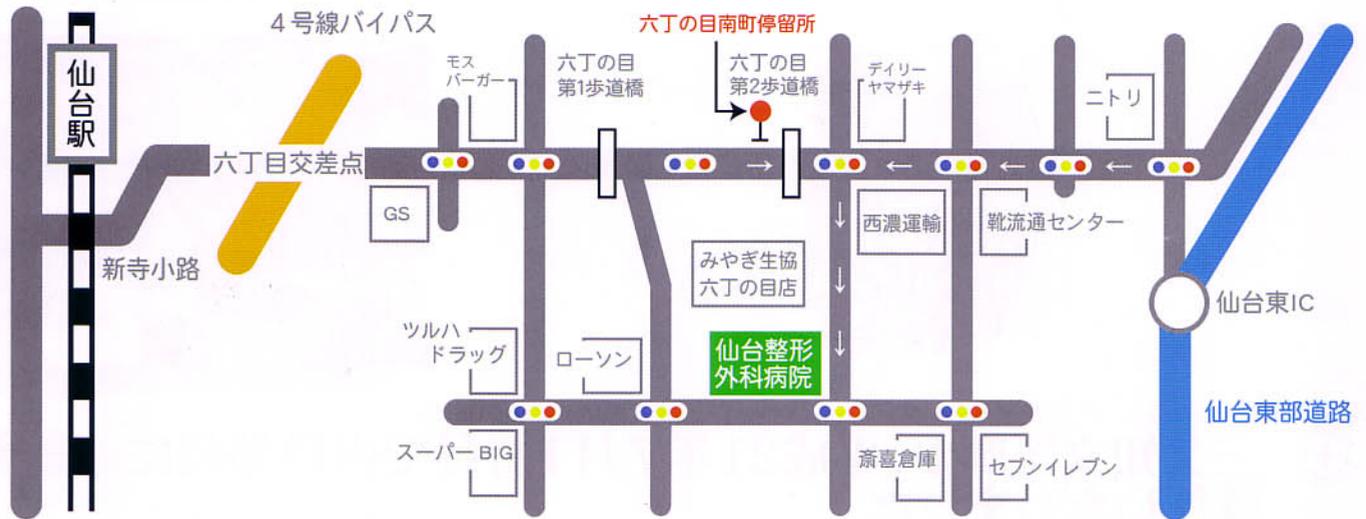
仙台駅西口バスターミナル → 約20分 → 六丁目の目南町停留所

- | | | |
|-------|-----------|--------|
| 4番乗り場 | 新浜・岡田車庫行 | (300番) |
| | 賀茂皇神社行 | (305番) |
| | キリンビール行 | (306番) |
| 6番乗り場 | 六丁目の目東町行 | (440番) |
| | (若林区役所経由) | |

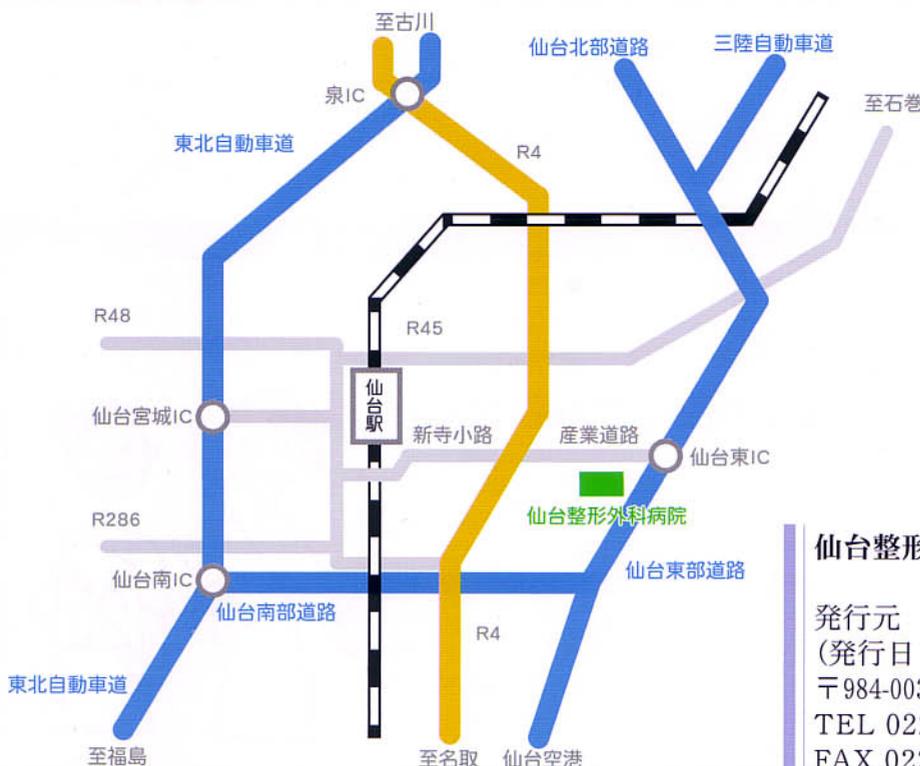
六丁目の目南町停留所にて下車後、六丁目の目第2歩道橋をわたり南約200m(徒歩5分)



周辺地図



広域地図



仙台整形外科病院 広報誌 仙台整形だより

発行元 仙台整形外科病院 広報誌委員会
(発行日 平成21年12月)
〒984-0038 仙台市若林区伊在字東通24番地
TEL 022-288-8900 (代表)
FAX 022-288-8994
URL <http://www.sendaiseikei.or.jp>